

第二東京弁護士会知的財産法研究会

乳幼児用浮き輪取扱説明書事件

平成 30 年 2 月 21 日

報告者 大塚 一郎

著作権侵害差止等請求事件

東京地方裁判所平成 27 年（ワ）第 13258 号

平成 28 年 7 月 27 日民事第 29 部（嶋末和秀裁判長）判決

第 1 当事者

- 1 原告 有限会社 FUNAZAWA
- 2 被告 株式会社ロイヤル

第 2 事件の概要

1. 本件は、「スイマーバ」という商品名の乳幼児用浮き輪の日本における総代理店である原告が、自らが日本国内において本件商品を販売する際に同封している説明書中の説明文及び挿絵は、職務著作として原告が著作者となるところ、直輸入品の販売等を営む被告が、平成 26 年 12 月 5 日から平成 27 年 3 月 16 日までの間、日本国内において本件商品を販売する際に同封した説明書の説明文及び挿絵は、原告説明文及び原告挿絵を複製したものであり、被告は原告の複製権及び譲渡権並びに著作者人格権（氏名表示権及び同一性保持権）を侵害した旨主張して、被告に対し、〔1〕著作権法 112 条 1 項に基づき、上記著作権の侵害の停止又は予防として、被告説明文及び被告挿絵が記載された説明書の複製及び譲渡の差止めを求めるとともに、〔2〕同条 2 項に基づき、上記著作権の侵害の停止又は予防に必要な措置として、被告説明書の廃棄並びに被告説明文及び被告挿絵の電磁的記録の消去を求め、併せて、〔3〕民法 709 条に基づき、損害賠償金 127 万円（著作権侵害による著作権法 114 条 2 項に基づく損害 50 万円、著作者人格権の侵害による慰謝料 50 万円及び弁護士費用相当損害 27 万円の合計額）及びこれに対する訴状送達の日の翌日である平成 27 年 5 月 31 日から支払済みまでの民法所定年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2. 裁判所は、被告が被告挿絵の一部を含む被告説明書の作成し、これを同封して本件商品を販売したことは、原告挿絵の一部に係る原告の複製権及び譲渡権を侵害したと認定して、原告の請求のうち、〔1〕被告挿絵 4 ないし 6 の記載を含む説明書の複製・譲渡の差止め、〔2〕被告挿絵 4 ないし 6 の廃棄又は抹消及びその電磁的記録の消去並びに〔3〕損害賠償金 13 万円（著作権侵害の損害 3 万円及び弁護士費用 10 万円）及びこれに対する不法行為の後である平成 27 年 5 月 31 日から支払済みまでの民法所定

年5分の割合による遅延損害金の支払を認めた。

第3 爭点

1. 著作権及び著作者人格権侵害の成否

被告が被告説明文及び被告挿絵を含む被告説明書を作成し、これを同封して本件商品を販売したことは、原告説明文及び原告挿絵に係る原告の複製権及び譲渡権並びに同一性保持権を侵害し、被告説明書の公衆への提供に際し原告の名称を表示しなかったことは原告の氏名表示権を侵害するか。

- (1) 原告説明文と被告説明文とで共通する表現部分に創作性が認められるか。
- (2) 上記アで創作性が認められる表現部分は、モントリー説明書又は一般社団法人日本玩具協会の「S T基準内商品、空気入れビニールおもちゃに対するP L一注意表示ガイドライン（改訂）」（以下「本件ガイドライン」という。）と共にその実質を同じくする部分であるのか、それとも原告説明文において新たに付与された創意的部であるのか。
- (3) 原告挿絵に創作性が認められるか。

エ 原告説明文及び原告挿絵の著作者ないし著作権者は原告か。

2. 差止請求及び廃棄・消去請求の当否

現時点においても被告が被告説明書を複製、頒布して原告の著作権を侵害するおそれがあり、その差止め並びに廃棄及び電磁的記録の消去をする必要性があるか。

3. 損害の発生の有無及び損害額

原告は、被告の前記（1）の著作権及び著作者人格権侵害行為により、それぞれ幾らの損害を受けたか。

第4 裁判所の判断

1. 創作性について

製品の取扱説明書としての性質上、当該製品の使用方法や使用上の注意事項等について消費者に告知すべき記載内容はある程度決まっており、その記載の仕方も含めて表現の選択の幅は限られている。これに対し、原告は、我が国においては、原告が初めて本件商品を販売した際、高い品質と安全性が求められる日本市場向けに幼児用首浮き輪の安全適切な使用方法等を分かりやすく理解させるための取扱説明書は存在していなかった旨指摘するけれども、そのような状況にあっても、本件商品の使用方法や使用上の注意事項等については、それ自体はアイデアであって表現ではなく、これを具体的に表現したものが一般的な製品取扱説明書に普通に見られる表現方法・表現形式を探っている場合には創作性を認め難いといわざるを得ない。本件商品の取扱説明書において、幼児のどのような行動に着目した注意事項を記載しておくか、どのような文章で注意喚起を行うかといった点についても、選択肢の幅は限られているとみられる。

2. 二次的著作物の著作権

原告説明文は、モントリー説明書の英語の説明文を日本語に翻訳した上でこれを修正して作成されたものであり、同説明文に依拠して作成されたものと認められる。二次的著作物の著作権は、二次的著作物において新たに付与された創作的部分のみについて生じ、原著作物と共通しその実質を同じくする部分には生じないこと（最高裁平成4年（オ）第1443号同9年7月17日第一小法廷判決・民集51巻6号2714頁〔ポパイ事件〕）に照らすと、上記〔1〕で創作性が認められる表現部分についても、〔2〕モントリー説明書の説明文と共にその実質を同じくする部分には原告の著作権は生じ得ず、原告の著作権は原告説明文において新たに付与された創作的部分のみについて生じ得るものというべきである。

3. 原告説明文の創作性について

裁判所は個々の説明文について検討し、原告説明文は、「安全上の注意の記載部分は、本件商品の用途や使用上の注意事項等を通常の仕方で表現したものであって、全く個性の発揮がみられない」、「『強制』や『禁止』を示す記号の用い方についても、製品の取扱説明書において有りふれたものである。」、「モントリー説明書の記載に説明を加えている点が認められるが、これらの表現内容や表現方法に個性の発揮があるとは認められない」、「空気入れビニールおもちゃに関する一般社団法人日本玩具協会によるガイドラインである本件ガイドラインに依拠して作成されたものと推認される。」、「本件商品の使用上の注意事項を通常の仕方で表現したものであって、全く個性の発揮が見られない。」、「原告は、上記（c）の記載部分について、「プレスイミング」と「スイミング」という言葉を対比させ、本件商品の目的を明示している、上記（d）の記載部分について、本件商品が救命用ではないということを明示していると指摘し、これらに創意工夫が見られる旨主張するが、言葉の対比自体はアイデアにすぎないし、救命用の商品でないという商品の基本的な性格付けを説明することには何ら個性の発揮が見られないというべきである。」などして、原告説明文の創作性をすべて否定した。

4. 原告挿絵の創作性について

裁判所は、原告挿絵1ないし3については、絵の表現の仕方（技法等）はありふれており、個性の発揮は認められないとして、その創作性を否定した。他方、原告挿絵4ないし6については、裁判所は、その（a）ないし（c）の部分をどのような範囲でどのような位置関係で組み合わせて描くかについても、選択の幅があり、本件商品の使用方法等を示す挿絵という性質上、表現の選択の幅はある程度限られる面があるものの、上記のような絵全体としての描き方には少なからぬ選択肢が存すると考えられるところ、その絵を全体として見た場合に一定の個性が発揮されていることは否定できないとして、その創作性を認め、美術の著作物に当たるとした。裁判所は、被告挿絵4ないし6が原告挿絵の複製に該当するかについては、被告挿絵には原告挿絵との相違点が見られるが、その相違点には創作性は認められず、被告挿絵は原告挿絵の創作的な表現部分を

再製し、これにより挿絵全体として原告挿絵の表現上の本質的な特徴の同一性を維持するものである一方、新たな創作的表現を付加するものではないとし、また、両者が酷似していることから、被告挿絵が原告挿絵に依拠して作成されたものと推認されるとして、被告挿絵は、原告挿絵の複製に当たると認定した。

5. 著作者人格権の侵害の成否について

裁判所は、原告説明文については著作権が認められないから、被告説明文について原告説明文に係る著作者人格権侵害を認めることはできないとし、また、原告挿絵については、プリモパッソが著作者であるから、原告の著作者人格権を侵害したものとは認められないとして、著作者人格権の侵害を否定した。

第6 商品取扱説明書等の著作権物性を争った他の事件の判例

「データSOS事件」（東京地裁平成22年12月10日判決）では広告用文章の無断複製等の有無が、風呂バス浴湯保温器取扱説明書（大阪地裁平成17年2月8日判決・大阪高裁平成17年12月15日判決）では商品の取扱説明書及びイラストの複製の有無が、パン切断装置取扱説明書事件（大阪地裁平成28年7月7日判決）では、商品の取扱説明書の複製の有無が争われたが、裁判所は、いずれも、創作性を否定して、著作権侵害を認めなかった。

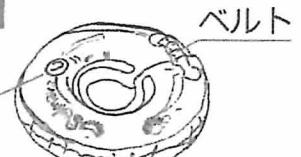
しかし、パン切断装置取扱説明書事件では、取扱説明書の図1（図4）及び図2（図5）については、「一方の図1（図4）については平面図の形式で図解がされながら、右側の刃物プーリーだけは立体的な描画がされており、図2（図5）では、遠近法の手法で図解をしながら、左側の刃物スクレーパーの中央部分には遠近感がつけられていない箇所があり、挟持ローラー及び上部ローラーは平面図のまま描かれており、刃物駆動モーターの奥側の遠近法であれば見えなくなるはずの描線をあえて残している箇所が見られる。また、図3については、平面図の形式で図解がされているが、遠近法の手法も用いながら描写しつつ、その角度から機械を描いた場合には、見えなくなるはずの描線もあえて点線ではなく実線で描いている。これらの図面は、通常の図面とは異なる描画方法であり、その程度は低いものの、図面作成者の個性が表れていると認められるから、著作物としての創作性を有すると認めるのが相当である。」として、その創作性を認めた。また、取扱説明書の原告製品の6点の写真については、「機械を中心配し、作業をする者の横側の、やや斜め上の角度から、作業工程を撮影したものであり、機械と共に、作業をする者の両腕が写り込んでいるところ、作業内容を分かりやすく示すために、機械の配置、構図、カメラアングル、作業をする者のどの部分を撮影するかなどといった点に、その程度は低いものの、それなりの工夫がされており、個性が表れている」として、創作性を肯定し、被告取扱説明書の図面と写真は原告取扱説明書の図面と写真と同一であるとして、複製権侵害を認めている。

第7 一般不法行為（民法709条）の成否

原告説明書について著作権が成立しないとしても、被告説明書は、原告説明書をほぼそのままコピーしたものであり、それによって被告は本件商品の説明書を自ら作成する時間と費用を省くことができ、被告は利益を得ているから、被告のこの行為について、民法709条の一般不法行為が成立しないかが問題になる。最高裁は、北朝鮮映画著作権侵害事件において、「著作権法第6条各号所定の著作物の利用行為は、同法が規律の対象とする著作物の利用による利益と異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではないと解するのが相当である。」と判示した（最高裁平成23年12月8日判決）。

(別紙)

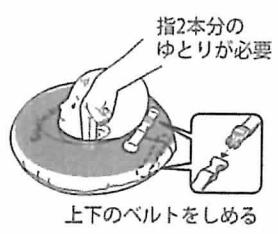
挿絵対比表

番号	原告挿絵	被告挿絵
1	 <p>上側 空気栓 ベルト</p>	 <p>上部 空気弁 ベルト</p>
2	 <p>下側 空気栓 ハンドル ベルト</p>	 <p>下部 空気弁 ハンドル ベルト</p>
3	 <p>栓 空気栓 弁 押し込む</p>	 <p>空気栓 栓 弁 押し込む</p>

4



5



6

